

The page features a decorative design with three blue circles of varying sizes, each composed of concentric rings in different shades of blue. Two thin blue lines intersect at the top left, forming a large 'V' shape that frames the central text. A large blue circle is partially visible at the bottom right corner.

# 東荷小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月  
光市立東荷小学校

# 目 次

はじめに		
1 基本方針	.....	1
(1) いじめに対する基本認識	(2) いじめの定義	
(3) いじめの態様	(4) いじめの理解	
(5) いじめの未然防止に向けて	(6) いじめの早期発見に向けて	
(7) いじめの早期対応に向けて		
2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割	.....	4
(1) 組織的な指導体制の確立		
(2) 生徒指導体制		
(3) いじめの未然防止に向けて		
◆具体的指導内容等	◆年間指導計画	◆光市共通重点実施活動
(4) いじめの早期発見に向けて		
(5) いじめの早期対応に向けて	(6) いじめの解消について	
(7) 家庭や地域との連携・協働について	(8) 関係機関との連携・協働について	
3 重大事態への対応	.....	29
4 その他の重要事項	.....	29

## はじめに

「いじめ」は、それを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に大きな影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。このため、いじめの根絶に向けて、教職員、保護者、地域住民、地方公共団体、その他学校教育に携わる関係者らが、相互に連携し、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）が定めるいじめの禁止、関係者の責務等を踏まえ、いじめ防止等に関する対策に実効的に取り組まなければならない。

この「東荷小学校いじめ防止基本方針」は、単なる目標やスローガンの提示にとどまることなく、それが行動に移され、実際に成果を上げていく必要がある。また、いじめの「未然防止」

「早期発見」「早期対応」「重大事態への対応」の4点の対応の視点から、いじめの根絶に向けた対策等について、学校、家庭、地域、関係機関が連携して取り組むべき具体的な内容を明らかにするとともに、これまでの取組の蓄積を生かしながら、全校体制で推進する。

# 1 基本的な方針

「いじめは絶対に許されない」との認識の下、「未然防止」の取組が重要であり、人権教育や道徳教育、情報モラル教育等、その他健全育成に係る取組を総合的かつ効果的に推進していくことが求められる。

また、児童のわずかな変化について、日常的に教職員で情報共有を図り、「背景にいじめがあるのではないか」との危機意識をもちながら、早期発見・早期対応に努めることが重要である。

一旦いじめであると認知された場合は、全校体制で適切な指導・支援を行い、児童にとって、一刻も早く安心・安全な学校生活となるよう、いじめが確実に解消するまで、粘り強く対応しなければならない。また、解消後もきめ細かな見守りを行うなど、継続支援が必要である。

## (1) いじめに対する基本認識

すべての子どもと大人が「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識のもと、すべての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめが、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるように留意する必要がある。

いじめの未然防止等の対策にあたっては、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域住民、家庭、その他の関係者の連携と協働のもと、いじめの問題を克服することをめざして行われなければならない。

- ① いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめを絶対に許さない」学校をつくる。
- ② いじめを受けた児童の立場に立ち、絶対に守り通す。
- ③ いじめを行った児童に対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- ④ 家庭との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携・協働に努める。

## (2) いじめの定義

(定義)

第2条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

(いじめ防止対策推進法)

※ いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

## (3) いじめの態様

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ⑤ 金品をたかられる
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

これらのいじめには、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応を進めることが必要である。

#### (4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験している場合がある。たとえ、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうるものである。

#### (5) いじめの未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を重視するとともに、児童の主体的ないじめ防止活動を推進する。

- ① 児童がいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
- ② 道徳・特別活動をとおして規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
- ③ 学校生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラー等を活用する。
- ④ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないよう細心の注意を払う。
- ⑤ 常に危機感をもち、いじめ問題への取組を定期的に点検して、改善充実を図る。
- ⑥ 教職員研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底に努める。
- ⑦ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

#### (6) いじめの早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくいところで発生しており、学校・家庭・地域が全力で実態把握に努める。

- ① 児童の声に耳を傾ける。(アンケート調査、生活ノート、個別面談等)
- ② 児童の行動を注視する。(チェックリスト、ネットパトロール等)
- ③ 家庭と情報を共有する。(連絡ノート、電話・家庭訪問、PTCAの会議等)
- ④ 地域と日常的に連携する。(地域行事への参加、関係機関との情報共有等)

#### (7) いじめの早期対応に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解決、解消をめざす。

- ① いじめられている児童や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- ② 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- ③ 校長は事実に基づき、児童や保護者に説明責任を果たす。
- ④ いじめを行う児童には、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- ⑤ 法を犯す行為に対しては、早期に警察等に相談して協力を求める。
- ⑥ いじめが解消した後も、家庭と継続的な連絡、支援、指導・助言を行う。
- ⑦ 積極的に、関係者間との連携を図り、情報の共有と公開を進める。

## 2 いじめの防止等のために学校が果たすべき役割

### (1) 組織的な指導体制の確立

#### ア いじめ対策委員会の設置

いじめへの対応は、校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、いじめ対策委員会で情報を共有し、組織的に対応することが必要であり、いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素から対応の在り方について、全教職員で共通理解を図っておかなければならない。

いじめの問題等に関する指導記録を保存し、児童の進学・進級や転学に当たって、適切に引き継いだり情報提供したりできる体制とする。

また、必要に応じて、心理や福祉の専門家、弁護士、医師、教員経験者、警察官経験者など外部専門家等が参加を要請する。

そして、本基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成や実施に当たっては、保護者や地域住民の代表などの参加を図る。

#### イ 校内研修の充実

すべての教職員の共通認識を図るため、いじめ問題に特化した研修を年に一回以上実施し、少なくとも年に複数回、いじめをはじめとする生徒指導上の諸問題等に関する研修を行うなど、年間計画に位置づけた校内研修を進める。

#### ウ 校務の効率化

教職員が児童と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするため、管理職は、一部の教職員に過重な負担がかからないように校務分掌を適正化し、組織的体制を整えるなど、校務の効率化を図る。

#### エ 学校評価と教職員評価

学校評価においては、本基本方針に基づく取組の実施状況を評価項目に位置づける。

また、教職員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの問題に関する目標設定や目標への対応状況を評価する。この際、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、日常の児童理解、未然防止や早期発見、いじめが発生した際、問題を隠さず、迅速かつ適切な対応、組織的な取組等について評価する。

#### オ 家庭や地域との連携について

本基本方針等について地域や保護者の理解を得ることで、家庭や地域に対して、いじめの問題の重要性の認識を広めるとともに、家庭訪問、学校通信、保護者会、学校運営協議会、東荷コミュニティ協議会などを通じて家庭や地域との緊密な連携協力を図る。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

## (2) 生徒指導体制

いじめ問題を根本的に解消するためには、児童が本来持っているよさや可能性を引き出すなど、積極的・開発的な生徒指導の推進が求められる。そのため、日常から教職員間で児童について自由に話し合えるような人間関係づくりに努め、全教職員が連携・協働して指導を行う。また、いじめの未然防止から対応に至るまで効果的に機能する指導体制を整える。

(学校におけるいじめの防止等の対策のための組織)

第二十二條 学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

(いじめ防止対策推進法)

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八條 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

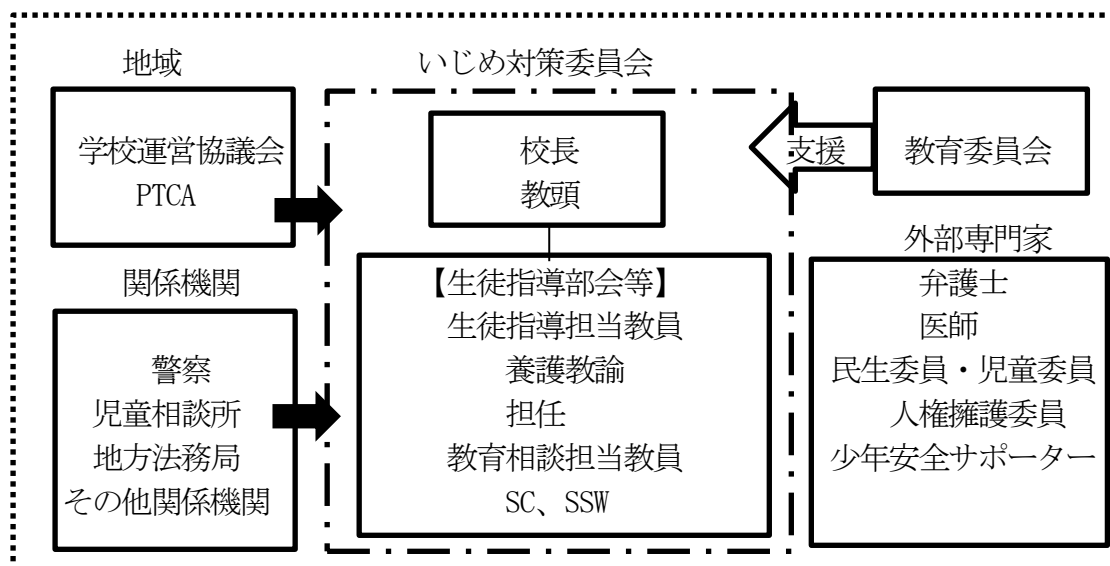
- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

すべての教職員が関わる連携体制を確立して、日頃から学校生活全般の様子をきめ細かく把握することに努める。その際、日常的に活動できる確立された校内指導体制のもとで、全教職員からの情報収集と全教職員への児童の実態把握のための資料提供を行うとともに、生徒指導に関する観察・記録の継続に努める。



別紙体制図



ア 教職員の資質能力の向上

- (ア) 積極的に校内研修会（事例研究、教育相談等）を実施する。
- (イ) 教職員自らが人権意識を高め、体罰や言葉による暴力を絶対に行わない。

イ 生徒指導・支援委員会等のもち方（積極的な生徒指導の推進のために）

運営上のチェックポイント
<input type="checkbox"/> 定期的に行われているか。
<input type="checkbox"/> 全ての教職員が、連携して生徒指導が進められているか。
<input type="checkbox"/> 問題行動の報告・対応に終始せず、組織的な取組が実施されているか。

ウ 教育相談体制の確立

すべての児童の能力を最大限に発揮できるようにという、積極的・開発的な支援・援助の機能を重視し、児童が安心して相談できる体制にする。

エ 児童の行動観察

給食、遊び、清掃活動等、できるだけ児童とのふれあいの機会を大切にし、児童同士、児童と教職員間の信頼関係の醸成に努めるとともに、日常の児童の行動をきめ細かく観察する。

オ 児童の心の理解

日記、アンケート、日頃の言動を通して、児童の心の理解に努める。

カ 家庭・地域との連携・協働

家庭や地域と一体となった学校運営をめざすとともに、コミュニティ・スクール（学校運営協議会）の推進による地域とともにある学校づくりに努める。

### (3) いじめの未然防止に向けて

#### ア 基本的な考え方

いじめはどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという視点から、児童一人ひとりが大切にされる集団づくりと、児童をいじめに向かわせないための未然防止に向け、すべての教職員が取り組む必要がある。

未然防止の基本は、児童が、友達や教職員と信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や学校行事に主体的に参加し活躍できる授業づくりや集団づくり、学校づくりを進めていくことである。児童に集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いを認め合える人間関係・学校風土を児童自らが創ろうとする意欲が高まる。

そのためにも、児童が関わるすべての人間関係を見直し、学校経営をはじめ、学級経営、授業経営において、信頼関係を基盤とした教育活動が展開できるよう努めなければならない。

また、未然防止に向け、日常の児童の行動の様子を把握したり、定期的なアンケート調査や児童の欠席日数などで検証したりして、どのような改善を行うか、どのような新たな取組を行うかを定期的に検討し、体系的・計画的に PDCA サイクルに基づく取組を継続する。

#### イ 未然防止のための措置

##### (ア) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、校内研修や職員会議で周知を図り、平素から教職員全員の共通理解を図る。また、児童に対し、全校集会や学級活動などで校長や教職員が日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気や学校全体に醸成していくよう努める。児童と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有する手段としては、何がいじめなのかを具体的に列挙して目につく場所に掲示するなども考えられる。

##### (イ) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校の教育活動全体を通じた人権教育や道徳教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、児童の社会性を育むとともに、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自他の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度を養う。また、自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周囲にどのような影響を与えるかを判断して行動する力など、児童が周囲と円滑にコミュニケーションを図ることができる能力を育てる。

(ウ) いじめが生まれる背景と指導上の留意点

いじめ加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にしたり分かりやすい授業づくりを進めること、学級や学年、クラブ活動等の人間関係を把握したうえで一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めることなどに努める。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育むように努める。

そして、教職員の不適切な認識や言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方には細心の注意を払う。教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめている児童や、周りで見ていたり、はやし立てたりしている児童を容認するものにほかならず、被害児童を孤立させ、いじめの深刻化につながる。関係児童に障害（発達障害を含む）がある場合は、一人ひとりの行動性等十分に理解したうえで、指導に当たるよう留意する。

(エ) 自己有用感や自己肯定感を育む

ねたみや嫉妬などいじめにつながりやすい感情を押さえることができるようにするためには、すべての児童が、自分が認められている、満たされているという思いを抱くことができるよう、教育活動全体を通じて、一人ひとりが活躍でき、他者の役に立っていると実感することができる機会を提供し、児童の自己有用感を高めるように努める。その際、当該学校の教職員はもとより、家庭や地域などにも協力を求めていくことで、多くの大人から認められているという思いが得られるよう工夫する。また、自己肯定感を高めるため、困難な状況を乗り越える体験の機会などを積極的に設ける。

さらに、社会性や自己有用感、自己肯定感などは、発達段階に応じて身に付けていくものであることを踏まえ、他校と適切に連携して取り組むことや家庭、地域が一体となった体制づくりに努める。

(オ) 児童自らがいじめについて学び、取り組む

児童自らがいじめの問題について学び、主体的に考え、いじめ防止を訴えるような取組を推進する。

- 例 ・「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであることを学ぶ。
- ・ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることを学ぶ。 など

その際、教職員主導で児童が「やらされている」だけの活動に陥ったり、一部の児童会役員等だけが行う活動に陥ったりすることのないよう留意する。すべての児童がその意義を理解し、主体的に参加できる活動になるよう配慮するとともに、教職員は陰で支える役割に徹するよう心掛ける。

## ウ 教育活動におけるいじめの未然防止の内容

教育活動のすべての場面において、児童に個や集団のあり方や豊かに生きるとはどのようなことなのかについて考えさせながら、さまざまな体験活動を通して魅力を感じることが出来る楽しい学校の創造をめざす。

### (ア) 教科等

#### ○ 授業に対する教員の構え

学校生活の中心は教科の学習であり、その授業から受ける影響は計り知れない。指導方法はもちろんのこと、教員の構えや姿勢、人権感覚が問われる場でもある。例えば、授業中に何か失敗した友達を茶化したり、また、それを助長したりするような場面があれば、見逃さずに指導を行わなければならない。児童と教員の信頼関係なくして教育効果を高めることはできない。

#### ○ お互いに認め合ったり支え合ったりする授業の雰囲気づくり

授業を組み立てる中で、常に児童の考えや意見を引き出し、それを大切にしていくなりて授業展開を心掛ける。そのことによつて、児童は安心して自分の考えや意見を出せる。また、主体的に授業にかかわっていくことにつながる。さらに、内容によつては、グループなどで助け合わなければならないような場面を設定し、その中で一人ではできないこともみんなで協力すればできるのだなという体験を積み重ねるように工夫する。認め合ったり支え合ったりすることができる授業の雰囲気づくりが大切となる。

### (イ) 特別の教科「道徳」

#### ○ 人権意識を高め、人権感覚を磨く場

道徳科の授業では、「公正・公平（差別や偏見）」「思いやり」「生命の尊重」「権利と義務」「畏敬の念」などの主題で「いじめ問題」を扱うことができるが、いずれの場合も児童の心に揺さぶりをかける授業展開が望まれる。授業では資料の中にとどまることなく、自分自身の実生活や体験に目を向けることにより、「いじめを見抜く」「いじめを許さない」「いじめを傍観しない」などの心情や態度が育成されるよう支援する。また、いじめ問題を取り扱うことは人権教育とも深くかかわっており、人権意識を高めたり、人権感覚を磨いたりする絶好の場でもあることを大切にする。

#### ○ 「いじめ」にかかわる教材について

道徳科の授業で「いじめ」にかかわる教材を扱うときには、学校や学級の実態に即して選ぶようにする。その際、児童は、「いじめ」の内容によつては、深刻にとらえない場合もあるので注意したい。また、「いじめ」というと、自殺を連想する児童もいることが予想されるので、「生命の尊重」の観点から、十分な配慮のうえでの指導を心掛ける。

#### (ウ) 特別活動

##### ○ 児童の主体的な取組の充実

学級活動をはじめ、学校行事、児童会活動及びクラブ活動において、内容・方法等を改善・工夫することにより、児童がこれまで以上に主体的に取り組む場を設定する。児童が自ら企画して意欲的に取り組む過程において、他との協力の大切さを感じ、成し遂げる喜びを体験させる。こうした体験を通じて、他の価値を認める集団の規範をつくる。また、児童のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を十分に支援していく。

##### ○ 集団活動及び体験活動の推進

他者を大切にすることの思いやりの心を涵養するため、社会性を育み、人間関係や生活体験を豊かなものにする異年齢集団活動、自然体験活動、ボランティア活動等を工夫する。学校や地域の実態に即して、計画的に実施していく。

##### ○ クラブ活動におけるよりよい人間関係づくり

クラブ活動は、異年齢における人間関係を育む絶好の場であるので、クラブの運営の在り方や、上級生と下級生とのよりよい関係づくりについて、機会をとらえて考えさせるなどの指導を工夫する。

#### (エ) 情報モラル教育

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず、学校、家庭及び地域社会に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼすものであることを理解させるために、児童のみならず家庭や地域を含めた、情報モラルを身に付けさせるための教育や取組の充実を図る。

#### (オ) 自殺予防教育

近年、いじめが背景にあるとする自殺事案が社会問題化しており、児童が自殺を想起する可能性があることも否めないところである。このため、児童が自ら命の危機を乗り越える力、児童同士が相互に危機を察知し、適切に対応する力等を身に付ける自殺予防教育について、今後、国、県、市の動向を踏まえながら、導入を検討する。

#### (カ) 教育相談

##### ○ 教育相談を生かした「温かい学級」づくり

いじめに限らず、児童がさまざまな悩みを気軽に相談するためには、温かい人間関係を構築することが大切である。そこで、平素から、全教職員が教育相談の重要性を認識するとともに、一人ひとりが教育相談の考え方・視点を生かした学級経営に努める。その際、支持的・受容的な温かい学級の風土をつくり、学級内のよりよい人間関係を築くことを目標の一つにして取り組む。

学級内に、児童一人ひとりの心の居場所があり、学級の全員から受け入れられているという気持ちをもてることが、児童の健全な人格形成を図るうえで大切である。

また、教育相談を改まった特別なものであるというように形式的に捉えず、日常的な雑談等を大切にするとともに、心のふれあいを重視する。

- 教育相談における教職員の姿勢
  - ① 相手の話の内容を十分わかるまでよく聴く  
途中で話の腰を折らないで、最後までしっかりと傾聴する。
  - ② 相手を勇気づける肯定的な対応を心掛ける  
児童から、相談してよかったと感じてもらえるように、誠実で前向きな対応を心掛ける。
  - ③ 支持的・受容的な、温かい対応  
教育相談に携わる者は、来談者を精神的に支え、感情をあるがままに受け容れる。
  - ④ 成長へ向かう潜在力  
人間には誰であっても、基本的に成長へと向かう基本的な姿勢がある。悩みの中にあっても、将来へのよりよい自分に向けて成長を続けている。相手に寄り添い、支援する姿勢を常に持つように心掛ける。
  
- 定期的な教育相談の実施  
「児童は、何かの悩みがあれば、自発的に相談に来る、相談に来ないのは悩みや問題がないから。」と教職員自身が楽観していることはないか。児童は、悩みがあつて、教職員に相談したいと思つていても、学校内に気軽に相談できる雰囲気があれば、相談しづらい。定期的に教育相談を行い、必要なときにはいつでも希望する教職員と気軽に相談できるという、望ましい雰囲気を形成するよう努める。教育相談日や教育相談のための期間を教育計画の中に位置付けていく。

#### ◆具体的指導内容等

##### (1) 学級づくりと全校で見守る体制づくり

いじめの未然防止の基盤は「児童理解」にある。学級担任が児童を理解していくためには、観察や情報収集等が欠かせない。具体的には、次のような取組を進める。

- ・ 児童生徒の言動の観察（人間関係や内面変容の把握）
- ・ 日記作文の活用（レポート形成、内面理解）
- ・ 健康観察、保健室情報の収集（心身の状況把握、情報の拡大）
- ・ アンケートや教育相談（個別面談）の実施

学級担任が学級成員を理解することと同様に重要なことは、児童がお互いを理解し合うことである。多様な発言を受け入れ、同時に前向きな批判のできる人間関係の育成こそが、いじめを許さない学級づくりの基盤である。児童生徒の相互理解を進めるために、次のような実践を試みる。

- ・ 他己紹介、グループ紹介（レポート形成、自他の人格の容認）
- ・ A F P Y（人格の積極的なプラス容認）
- ・ グループ活動（自己表現、意見交換、プラスの相互批正）
- ・ 学級スピーチ、話し合い活動（自己表現、他者表現）

本校は小規模校である。したがって全校児童を教職員全員で見守る体制を構築していくことが求められる。具体的には、以下のような取組を進める。

ア 全校で取り組む教育活動の充実

- ① 束荷タイム（全校児童による朝のかけ足や朝学）
- ② ちょボラ（朝の清掃活動）
- ③ 健康タイム（一輪車等）
- ④ 全校給食 ※コロナ対策時は学年別
- ⑤ 縦割り班活動（清掃活動等）
- ⑥ 地域と連携協働した行事（茶摘み、田植え、稲刈り、運動会、文化祭等）

このような全校で取り組む活動の中で多くの教職員の目で児童を見守ることにより、児童の状態や交友関係の変化等に早く発見することができると思う。

イ 交換授業などによる教科担任制の実施

複式解消のために教頭や非常勤講師などが授業に入っているが、学級担任同士も得意な教科を生かし、合同学習（体育、音楽、国語等）を行う。

(2) 充実感のある授業づくり

授業においては、魅力ある充実した授業づくりに努め、一人ひとりの児童生徒の存在感が保障されるよう留意する。

ア、「学びをつなぎ、未来を拓く児童の育成」を研究主題に掲げて魅力ある授業づくりに努める。

(ア) 学びを深める学習過程の充実

- ・主体的に ひと・もの・こととのつながりを求めるための工夫
- ・他教科等や領域と関連を図った単元や授業の構想

(イ) 学びをつなげ深めるための工夫

- ・自他共に問う場の工夫
- ・課題設定、発問の工夫
- ・複式学級における授業づくりの工夫
- ・異学年交流の充実
- ・他校との交流の充実

イ、児童一人ひとりが輝く場の設定の工夫に努める。

ウ、自ら進んで自己表現する力の育成に努める。

(3) 児童会活動の充実

いじめ防止の主役は児童であることから、「自ら取り組む活動」を通して得た自信、「人のために取り組む活動」を通して得た感動が、いじめ根絶運動のスタートとなることを踏まえて児童会活動の充実に努める。

ア、全校児童で組織する児童会総会において、学校生活における諸問題を話し合い、解決を図る。

イ、学校内の仕事を分担処理する委員会の活動内容を工夫する。

ウ、少年消防クラブ活動、ジュニア福祉員活動、少年赤十字活動等を推進する。

#### (4) 心の居場所づくりとしての保健室

##### ア 保健室のPR

「保健室は、児童生徒や保護者、教職員等が自由に出入りできる開かれた部屋として位置付け、明るく楽しい学校づくりの一助とする。」ということ、経営方針の一つとして取り上げ、学校行事やPTCA総会、学校便りや保健室便り、PTCA広報紙等あらゆる機会を積極的に活用して、保健室をPRしていく。

##### イ 保健室の雰囲気づくり

来室しやすい保健室になるように雰囲気づくりを工夫し、来室者の精神的安定を図るように心がけたい。

##### ウ 保健室での対応

授業が始まって教室に戻らない児童に対しては、じっくり話を聞く。

児童の相談内容については、校長・教頭に報告し指示を受けるとともに、個人のプライバシーには十分配慮しながら、必要に応じて生徒指導主任や学級担任等へ児童の様子を連絡する。また連絡会、生徒指導委員会や校内支援委員会で情報交換を行い、全教職員共通理解の元で児童への指導にあたる。



## ◆年間指導計画

## 令和5年度 東荷小学校 いじめ未然防止 年間指導計画

月	1年	2年	3年	4年	5年	6年
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分のことを伝えよう。・友達のことを知ろう。</li> </ul>					
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一人ぼっちをつくらないようにしよう。(学活、授業)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・温かな言葉かけをすることで、子ども達が、新しいクラスで頑張ろうという前向きな気持ちになるようにする。</li> <li>・授業を通じて、積極的に子ども達のよさが発揮できるよう、配慮する。</li> </ul>					
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いの頑張りを認め合おう。(授業)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・授業を通じて、互いの頑張りを認め合おうとする雰囲気をつくる。</li> </ul>					
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家庭・地域でよりよく生活しよう。(学活)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と仲良く過ごすためには、どんなことに気を付けるべきか、具体的に考えさせることで、家庭や地域でよりよく生活できるようにする。</li> </ul>					
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達の良さを発見し、互いの頑張りを認め合おう。(運動会、学活)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・運動会の競技内容や演技内容を工夫することで、一人ひとり、違いがあるからすばらしいということを感じさせる。</li> </ul>					
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・友達と協力して、東荷神舞を伝承しよう。(クラブ活動)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・仲間と協力して、地域の伝統を伝承していくすばらしさを感じさせる。</li> </ul>					
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自分と他人との違いを認め合おう。(人権教育参観日)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・学級の掲示物や、道徳科の授業を通じて、人は、「みんなちがってみんないい」ということを実感できるようにする。</li> </ul>					
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いの頑張りを認め合おう。(ロードレース大会)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日の駆け足を通じて、苦しいことを皆で頑張りが合える雰囲気を醸成する。</li> </ul>					
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラスのみなどと協力して、縄跳びの練習を頑張ろう。(縄跳びの練習)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・縄跳びの練習を通じて、仲間と協力して頑張りが合う雰囲気を醸成する。</li> </ul>					
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・互いの成長を感じ合おう。(学活)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一年間の自分の成長、互いの成長を振り返ることで、認め合える雰囲気を醸成する。</li> </ul>					
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感謝の気持ちをもって生活しよう。(卒業式、6年生を送る会、修了式)</li> </ul>					
	○指導上の留意点 <ul style="list-style-type: none"> <li>・卒業式や、6年生を送る会の練習での指導を通じて、今の自分があるのは、友達、家族等、周りにいるたくさんの人のおかげだということが実感できるようにする。</li> </ul>					

## ◆光市共通重点実施活動

### (光市共通重点実施活動 1)

児童生徒のいじめ問題の早期発見を可能とするため、週一回のアンケート調査を実施する。

いじめに限らず、学校生活に不安や不満を抱えている児童生徒を的確に把握することで、即座に、呼び出し相談を実施し、不安や不満の解決を図る過程において、いじめやいじめに発展しうる事案を早期に発見し、防止・解決へと進める。

そして、その結果を管理職に報告するとともに、教職員で情報の共有化を図ることで、学校全体での、いじめ問題の防止・解決に向けての取組を十分支援していく。

### (光市共通重点実施活動 2)

児童生徒のいじめ問題の防止・解決に向けての主体的な取組を十分支援していくための活動として、年度当初の学級活動において、いじめ問題を取り上げ、児童一人ひとりが行動目標を設定し、その目標を公表して実践行動化して取り組んでいく。

具体的な行動目標については、発達段階に応じて、人間関係を円滑にさせるための実践項目（思いやり 等）としたり、いじめ問題に直接的に関わる実践項目にししたりして工夫する。

中間評価・振り返りを設定し、年度末にも振り返りを行うことで次年度へと繋げ、継続していく。

## (4) いじめの早期発見に向けて

### ア 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識しておかなければならない。たとえ、ささいな兆候であっても、まずは、いじめではないかという視点から、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知するよう努める。

児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つとともに、教職員相互が積極的に児童の情報交換を行い、情報の共有を図る。

指導に困難を抱える学級では、暴力を伴わないいじめの発見や早期対応が一層難しくなる点に注意する。また、例えば暴力をふるう児童のグループ内で行われるいじめ等、特定の児童のグループ内で行われるいじめについては、被害者からの訴えがなかったり、周りの児童も教職員も見逃しやすかったりするので注意深く対応する必要がある。

### イ いじめの認知

いじめの認知力を向上させ、早期発見につなげるため、いじめを次の3つのレベルに分類する。

### 【レベル1】 日常的衝突としてのいじめ

社会性を身に付ける途上にある児童が集団で活動する場合、しばしば見られる日常的衝突の中で、定義に照らし、いじめと認知すべきもの。

### 【レベル2】 教育課題としてのいじめ

児童間トラブルが、日常的な衝突を超えた段階にまでエスカレートしたもので、学校として個別の生徒指導体制を構築し、継続的に解消に向けた取組を進めたり、経過観察をしたりするなどの組織的対応をとる必要があった（ある）もの。

### 【レベル3】 重大事態及び重大事態につながりかねないいじめ

認知したいじめのうち、法に定める「重大事態」に該当する、又はいじめに起因して児童の欠席が続いているなど、最終的に「重大事態」にいたる可能性のあるもの。

また、「いじり」と言われる行為について、いじめとの境界は不明瞭であるため、見えないところで、被害が発生している可能性も十分に考慮する必要がある。そのため、「いじり」の背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

- ・「いじり」は、本人が否定せず、笑って相手に合わせていたとしても、いじめの可能性があると、教職員は敏感でなければならない。いじめのつもりはなくても、受けた側が苦痛を感じれば、「いじり」や「からかい」もいじめだという認識を持つ。
- ・しばしばいじられている児童について、教職員・保護者で情報を共有し、家庭と連携し、組織的かつ適切な対応を行う。
- ・行き過ぎた「いじり」には、その都度教職員が介入し、適切な指導を行う。

## ウ 早期発見のための措置

定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、いじめの実態把握に取り組むとともに、児童が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気をつくる。また、必要に応じて、保護者用のいじめチェックシートなどを活用し、家庭と連携して児童を見守り、健やかな成長を支援していく。

児童及びその保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備するとともに、児童や保護者の悩みを積極的に受け止められているか、適切に機能しているかなど、定期的に体制を点検すること、保健室（相談室）の利用、電話相談について周知に努める。教育相談等で得た、児童の個人情報については、適切に扱う。

定期的なアンケートや教育相談以外においては、休み時間や放課後の雑談の中などで児童の様子に目を配ったり、個人ノートや生活ノート等、日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したり、個人面談や家庭訪問の機会を活用したりする。これらにより集まったいじめに関する情報については、教職員全体で共有する。

## エ 教育活動におけるいじめの早期発見の手立て

何よりも大切なことは、いじめを受けた児童に対して、全教職員が必ず守り通すという毅然とした姿勢を日頃から示すことである。

単に明るく愉快的な雰囲気だけでなく、児童との信頼関係に基づき、正義感、人権の尊重、思いやりの心などを学校全体に行き渡らせようという指導の徹底を図る。

(ア) いじめを受けた児童のサイン

- 日頃から観察や日記等で内面の変化をとらえる。
- いじめの潜在化、偽装化に対応するため、日常の対話や遊びなどを通して子どもが発するサインを鋭くキャッチするよう努める。

いじめの早期発見チェックポイント	
登校時から始業時	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 朝早く登校したり、遅く登校したりする。</li> <li><input type="checkbox"/> いつも一人で登校するか、友達と登校していても表情が暗い。</li> <li><input type="checkbox"/> 自分からあいさつしようとせず、友達からのあいさつや言葉かけもない。</li> <li><input type="checkbox"/> 元気がなく、顔色がすぐれない。</li> <li><input type="checkbox"/> 健康観察で、頭痛、腹痛、吐き気をよく訴える。</li> <li><input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない遅刻・早退を繰り返し、欠席も目立ってくる。</li> </ul>
教科等の時間	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 宿題、学用品等の忘れ物が多くなってくる。</li> <li><input type="checkbox"/> 教科書、ノートなどに落書きされ、汚されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 授業が始まってから、一人遅れて教室に入ってくる。</li> <li><input type="checkbox"/> 教室に入れず、保健室や職員室などに来て時間を過ごす。</li> <li><input type="checkbox"/> 身体の不調を訴え、たびたび保健室やトイレに行く。</li> <li><input type="checkbox"/> うつむきかげんで発言しなくなる。</li> <li><input type="checkbox"/> 発言するとやじられたり、笑われたり、冷やかしの声があがったりする。</li> <li><input type="checkbox"/> 教師がほめると、まわりの子があざけ笑ったり、しらけたりする。</li> <li><input type="checkbox"/> グループ（班）学習等で、取り残される。</li> <li><input type="checkbox"/> 学習意欲がなくなり、成績が低下する。</li> <li><input type="checkbox"/> 配布したプリントなどが渡っていない。</li> </ul>
休み時間	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 仲のよかったグループからはずされ、一人ポツンとしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 遊びの中で笑い者にされたり、からかわれたり、命令されたりしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 遊びの中でいつもいやな役をやらされている。</li> <li><input type="checkbox"/> 遊びで使った道具等の後始末をいつもさせられている。</li> <li><input type="checkbox"/> まわりの友達に異常なほど気遣いをしている。</li> <li><input type="checkbox"/> 保健室への出入りが多くなり、教室へ戻りたがらない。</li> <li><input type="checkbox"/> 用事がないのに職員室の近くによく来る。</li> <li><input type="checkbox"/> 教師にべたべた寄ってきたり、触れるようにして話したりする。</li> </ul>
昼食時間	<ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 会食する時、机が微妙に離されている。</li> <li><input type="checkbox"/> 給食のメニューによって異常に盛りつけられたり、量を減らされたりする。</li> <li><input type="checkbox"/> よく腹痛や吐き気を訴え、給食を残す。</li> <li><input type="checkbox"/> 食事を片付けさせられたり、食器等の返却で、一番重いものや汚れたものを持たされたりする。</li> </ul>

いじめの早期発見チェックポイント	
清掃時間	<input type="checkbox"/> いつもみんなが嫌がる仕事や場所が割り当てられている。 <input type="checkbox"/> 一人で後片付けをしていることが多い。 <input type="checkbox"/> 清掃活動をじゃまされる。 <input type="checkbox"/> 清掃後、衣服がひどく汚れていたり、ぬれていたりする。
下校時	<input type="checkbox"/> 下校時、いつも友達の前物を持たされている。 <input type="checkbox"/> 下校時、不安そうな表情が見られる。 <input type="checkbox"/> 一人で急いで下校しようとしたりする。
その他	<input type="checkbox"/> 集団行動や学校行事に参加することを渋る。 <input type="checkbox"/> 理由のはっきりしない衣服の汚れやけがなどが見られ、隠そうとする。 <input type="checkbox"/> 日記やノート等に、不安や悩みの陰りを感じる表現が見られる。 <input type="checkbox"/> 使い走りをさせられるなど、他人の言いなりになっている。 <input type="checkbox"/> ふざけた雰囲気の中で、係、委員、役などに選ばれる。

(イ) ふれあいの時間を増やす工夫

- 毎朝のかけ足を全校児童で行い、共にふり返りもする。
- 全校児童で会食をし、給食指導は担任と養護教諭で行う。

オ 校内研修におけるいじめの早期発見の手立て

いじめ問題に関する事例研究や学校の実態に即した研修体制を作り、組織的・計画的な研修を行う。

カ 教育相談におけるいじめの早期発見の手立て

(ア) 継続観察・継続指導

- 平素から、児童がどんな些細なことでも相談しやすい環境づくりに心がける。
- 定期的なアンケートなどによる実態調査や個別の教育相談を実施する。  
誰にも相談することができない児童が多い実態を踏まえて、毎週1回の定期的なアンケート調査を実施する。

(イ) 信頼感に基づいた活動

- 保健室を児童にとって居心地の良い場所として整備する。
- 悩みの解消の仕方について、児童の発達段階に応じた指導を検討し、まとめておく。
- 子どもに信頼感・安定感を抱かせるために、全教職員はどんな些細な悩みでも相談に応じるなど親身な対応を行う。

## (5) いじめの早期対応に向けて

### ア 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮のもと、毅然とした態度で加害児童を指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上など、児童の人格の成長に主眼を置いた指導に努める。

教職員全員の共通理解のもとで、保護者の協力を得て、関係機関等と連携し、対応に当たる。

### イ いじめの発見・通報を受けたときの対応

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めさせて、指導する。児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。例え、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から的確に関わりを持つ。その際、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。

発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、いじめ対策委員会に情報を提供し、共有する。その後は、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任を持って教育委員会に報告するとともに、関係児童の保護者に連絡する。

いじめを行う児童に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、十分な効果を上げることが困難な場合において、そのいじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、被害児童を徹底して守り通すという観点から、ためらうことなく警察署と相談して対処する。

特に、児童の生命、身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに適切な支援を求める。

#### (学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第二十八条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

(いじめ防止対策推進法)

※ 「いじめにより」とは、各号に規定する児童の状況に至る要因が当該児童に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定される。

第2号の「相当の期間」については、不登校の定義19を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手することが必要である。

#### ウ いじめを受けた児童とその保護者への支援

児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめを受けた児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。また、児童の個人情報の取扱い等、プライバシーには十分に留意し、以後の対応を行う。

家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。その際、児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、事態の状況に応じて、複数の教職員の協力のもと、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保する。

あわせて、いじめを受けた児童にとって信頼できる人と連携し、いじめを受けた児童に寄り添い支える体制をつくる。いじめを受けた児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、必要に応じていじめを行った児童を別室において指導したり、状況に応じて出席停止制度を活用したりして、いじめを受けた児童が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じて、心理や福祉等の専門家など、外部専門家の協力を得る。

いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折りに触れ必要な支援を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に提供する。

#### エ いじめを行った児童への指導とその保護者への支援・助言

いじめを行ったとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家など、外部専門家の協力も得て、組織的に、いじめをやめさせ、その再発を防止する措置を講ずる。

また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得たうえで、家庭と連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者との良好な関係を構築し、協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な支援・助言に努める。

いじめを行った児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体等を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、その児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発

達に配慮する。児童の個人情報取扱いなど、プライバシーには十分に留意して以後の対応を行う。いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないよう一定の教育的配慮のもと、特別の指導計画による指導のほか、出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然と対応する。教育上必要があると認めるときは、学校教育法第 11 条の規定に基づき、適切に、児童に対して懲戒を加える。

ただし、いじめには様々な要因があることに鑑み、懲戒を加える際には、主観的な感情に任せて一方的に行うのではなく、教育的配慮に十分に留意し、児童が自ら行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。

#### オ いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気をもつよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。また、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、両者を含む児童の関係の修復を経て、双方の当事者や周囲の全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきものである。すべての児童が、集団の一員として、互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

#### カ ネット上のいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置を講ずる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるので、プロバイダに対して速やかに削除を求めるなど、必要な措置を講じる。こうした措置にあたり、必要に応じて法務局等の協力を求める。なお、児童の生命や身体等に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに警察署に通報し、適切な支援を求める。

早期発見の観点から、教育委員会等と連携し、ネット上のトラブルの早期発見に努める。また、児童が悩みを抱え込まないよう、法務局等におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても周知を図る。

パスワード付きサイトや SNS（ソーシャルネットワーキングサービス）、携帯電話のメールを利用したいじめなどについては、より大人の目に触れにくく、発見しにくいいため、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においてもこれらについての理解を求めていく。

ネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求罪の対象になり得ることから、ネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。

早期の対応の重要性を十分に認識し、教育委員会と連携し、警察署、法務局、やまぐち総合教育支援センター等との協力を得て、専門機関等と協働で取り組む。



## キ いじめの早期対応に係る指導のあり方

### (ア) いじめを受けた児童への対応

- ・ 児童の心の痛み、誰にも言えずに悲しい、苦しい気持ちを共感的に理解する。
- ・ 学校生活のさまざまな場面で、本人を支え励ましたり、本人の「よさ」を認めたりすることによって自信を回復させ、精神を安定させるよう努める。
- ・ 「いじめに負けるな」とか「立ち向かっていけ」などの叱咤激励は、逆に本人に自信をなくさせ、内面に引き込ませるので、このような言動は避ける。

### (イ) いじめを行っている児童への指導

- ・ いじめは集団で行われることが多く、そのため、いじめる側は「みんなも同じことをやっている」などと罪悪感が少ないのが特徴である。そこで、事実関係を確認する場合も、当事者だけでなく周りの児童からも詳しく事情を聴き、実態をできる限り正確に把握する。
- ・ 自分の言動で相手にどれほどの深刻な苦痛を与えたか認識させ、反省させる。
- ・ 相手の立場に立って行動することにより、再びそのようなことを行わない気持ちを強くもたせることを中心に指導する。
- ・ 叱責や注意ばかりでなく、なぜそのような行為に走らざるを得なかったかという背景についても、本人の話に十分耳を傾け、心情をくみとる。

### (ウ) 周りの児童（観衆・傍観者）への指導

- ・ 周りではやし立てる観衆・知らん顔をしている傍観者への指導は、いじめ問題の解決に向けて重要なポイントになる。
- ・ このような心理状態の児童への指導は、いじめを受けた児童がどんなにつらく、悲しい思いをしているかを感じとらせる。
- ・ いじめを面白がってはやしたてたり、見て見ぬふりをしたりすることは、「いじめをすることと同じである」、「絶対に許されないことである」などと教職員が毅然とした態度で指導し、学級内において、いじめは許されないという雰囲気づくりに努める。
- ・ もし、いじめを見たら、制止するか、それができなくても教職員に言うように働き掛けていく。このような中で、いじめを通報してきた児童がいれば、その勇気と態度を称賛し、その後、その児童が仕返しを受けないように、秘密を厳守するなどの配慮をする。

### (エ) いじめのアフターケア

「いじめがないように注意したから」とか、「お互いに仲直りさせたから」とか、「保護者に来校を求めて指導したから」などにより指導が終了と思いきわことは、いじめの指導においては問題である。一旦いじめが解決したように見えても、さらに偽装化、陰湿化していじめが継続している場合がある。いじめの指導の事後指導は、注意深く、継続的にいじめられた側、いじめた側に関わっていく教育相談的な対応に努める。

## ク いじめの早期対応に係る教育相談の在り方

### (ア) いじめを受けた児童に対する教育相談

児童に対しては、精神的な辛さや苦しさに全面的に共感し寄り添う。それにより、精神的に安定させて自信をもたせるようにする。

〈手順〉

- ① 心身の安全を保障し、不安感を取り除く。
- ② 事実関係を把握する。
  - ・ 事実をなかなか話さないことがあるので、形式的、表面的にならないで、共感的に根気強く聞き出す努力をする。
  - ・ 心を開いて話ができるようになるまでゆっくりと待つ。
  - ・ 場合によっては、児童に自分から話しやすい教職員を選ばせる。
- ③ いじめに対して、教職員も一緒に取り組むという気持ちを伝える。
- ④ 気持ちを安定させ、自信をもたせる。
  - ・ その児童のもっている優れた能力や個性をその子自身に認識させ、それを学校生活の中でさらに伸ばしていくように励ます。
  - ・ 学級の中で、活動の機会と場を準備する。
  - ・ この段階で指示的な対応や否定的・批判的な言葉かけは避けなければならない。
- ⑤ その児童が望むなら、いじめを行った児童と話し合う場をもち、教職員もその話し合いの一員として必ず立ち会う。
- ⑥ 教育相談を継続する。

(イ) いじめを行った児童に対する教育相談

いじめを行った児童に対しては「いじめは人間として、絶対に許されない行為である。」という強い認識に立ち、毅然とした態度で指導する。

しかし、このような児童は家庭や学校で様々な不安や不満、心の葛藤をもち、それを弱いものに向けて「いじめ」という形で発散させていることも少なくない。したがって、一方的に叱責するのではなく、児童の生活背景を踏まえて、いじめの動機やその原因となった心理的な問題に焦点を当てた指導に努める。

〈手順〉

- ① 事実関係を把握する。
  - ・ いじめの事実、経緯、心情などを正確に聞く。
  - ・ 納得できないことは問いただす。
  - ※ いじめに加わっていた児童生徒が複数の時には一対一で対応する。
- ② いじめの行為の重大性に気づかせる。
  - ・ いじめを行った児童は、いじめを受けた児童の精神的、肉体的な苦痛や深刻さに気付いていないことが多い。そこで、相手に与えた苦しみや痛みがいかにか大いかに認識させる。

- ③ 行為に対する責任をとらせる。
  - ・ 発達段階に応じて、保護者とともに謝罪するなど、自分で責任ある行動をとるように指導する。
- ④ いじめの理由を聞き、自立を支援する。
  - ・ 児童との信頼関係づくりに努めながら、いじめを起こした心理的背景を共感的に理解するとともに、それを自分でどのように解決するか、さらに今後どのような心構えで生活していくのか等について具体的に考えさせる。
  - ・ 教職員の威圧的な指導だけでは、表面的には解決したようにみえても、いじめが潜在化して、再発する可能性があるので留意する。
- ⑤ 正しい人間関係のあり方について指導する。
- ⑥ 教育相談を継続する。

#### ケ いじめの早期対応に係る保護者との連携

##### (ア) いじめを受けた児童の保護者への対応

- ・ 速やかに保護者との面談の時間を設定して保護者の訴えを十分聞き入れる。そして、教職員と保護者が児童のために一緒に考え、いじめを解決していく姿勢を示す。
- ・ いじめを受けている児童の保護者の苦渋に満ちた心情を理解した対応に努める。
- ・ いじめの事実関係の把握に努め、時間はかかっても、より正確な事実確認に基づいた保護者への説明をする。
- ・ いじめは人権尊重の精神から、絶対に許されない行為であるという立場でいじめを受けた児童生徒の人権を守り、加害児童に対して、毅然たる姿勢で臨むことを明確にする。
- ・ 学校が全力で対応していることを伝え、保護者の不満や怒りを解消し、いじめ問題解決に対する学校の指導のあり方について信頼と協力を得る。
- ・ プライバシーの保護に努め、個人情報漏えいしないよう、しっかりと情報管理する。
- ・ いじめを受けた児童が、いじめの事実を保護者に知られたくないと思っている場合には、家庭のさまざまな状況に、特に配慮する。
- ・ 保護者によっては事態を軽視したり、かえってわが子を叱責したりする場合もある。保護者が正しく認識するように十分に説明することを心掛ける。
- ・ いじめの解決には、長時間の継続的指導が必要な場合が多い。保護者の全面的協力を得るためにも、より一層信頼関係をつくり、親密な連携を保つ。
- ・ 必要に応じて、相談機関等の専門機関と連携する。

(イ) いじめを行った児童の保護者への対応

- ・ 時間をかけても正確な事実関係を確認することを心がけ、憶測は避ける。
- ・ いじめについて、学校としてどう認識して取り組んでいるかを伝え、児童の成長、人権に関わる重大な問題であることの理解を得る。
- ・ 問題とは直接関係ない日常の様子にまで話を広げることのないよう留意する。
- ・ 被害児童とその保護者に対する謝罪の仕方、自分の子どもへの指導のあり方など、保護者の意向を確認しながら具体的に助言する。
- ・ 加害児童が複数であった場合、その個々の関わり方について説明するとともに、「関わり方の違いに関係なく加害の立場は同じである」という理解を得る。
- ・ なぜいじめをしたのか、その原因・背景を保護者とともに考える。
- ・ 保護者も苦慮しているという認識をもち、保護者自ら児童のよりよい成長のために心を開いて問題解決にあたることができるように接する。

(ウ) いじめ問題についての保護者会での留意点

- ・ 保護者会は事前に準備を十分に行った上で開催する。
- ・ いじめをおもしろがって同調したり、知らないふりで傍観したりすることは、加害者と同じ立場であることへの理解を得る。
- ・ いたずらに不安感をあおることのないよう、事実関係を整理して説明する。
- ・ 学校としての責任を明らかにし、非は非として心より謝罪する。
- ・ 解決のために、学校で取り組むこと、家庭でできることをはっきりさせ、協力を求める。
- ・ 一方的な情報伝達に終わらせず、保護者のさまざまな意見に耳を傾ける。
- ・ プライバシーの保護には十分留意する。

(6) いじめの解消について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。

この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、教育委員会又は、いじめ対策委員会の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害、加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

イ 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び、その保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかについて面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安心・安全を確保する。いじめ対策委員会においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

#### (7) 家庭や地域との連携・協働について

いじめの問題は、学校のみで解決することに固執することなく、家庭や地域との密接な連携のもとに、協働して解決を図る。また、PTCA や地域の関係団体等とともに協議する機会を設け、情報交換や協力の要請を行い、さらに学校を家庭・地域に開かれたものにしていく。

そして、家庭・地域等から寄せられるいじめやこれに関連すると思われる情報に対し、誠意のある対応に努める。

##### ア 目的

いじめ問題の未然防止と早期発見・対応に向け、家庭や地域等と一体になった取組を進める。

##### イ 家庭との連携

###### (ア) 意識の向上

日頃から、学校の取組を機会のあるごとに家庭にアピールし、いじめに対する認識を深め、協働して取り組む。

- ・ 大人自らが「いじめは許さない」という姿勢を示し、真剣に取り組む。

###### (イ) 信頼関係づくり

- ・ 保護者の不安や苦しみに心から耳を傾ける。
- ・ 保護者の子どもへの思いを共感的に理解する。
- ・ 保護者の願いに対し、誠意をもって聞く。
- ・ 保護者とともに見守りながら歩む姿勢を示す。
- ・ 保護者は子どもを守り、子どもを変えうる主体者であるという認識に立つ。

いじめは保護者からの訴えから分かるケースがあることや、把握したいじめを解決していくためにも、心の痛みを共有しながら、保護者との連携や信頼関係の醸成に努めていく。

##### ウ 地域との連携

日頃から地域に児童の実態を正確に知らせ、いじめ問題に対する関心を高めるための啓発に努める。児童たちに人の痛みがわかる心、正義を愛する心などの思いやりの心を育むための環境づくりを地域の協力のもとで進める。

(ア) 地域の環境づくり

PTCA や地域の関係諸団体とともにいじめについて協議する機会を設け、いじめの問題の解決に向けて地域ぐるみで取り組む。その際には、登下校時、放課後や休日、長期休業中の校外生活について、地域の協力を積極的に求めていくこと、また、地域との情報交換を密にし、日頃から地域や関係機関との連携を図り、学校を中心とした地域の情報ネットワークづくりを進める。

(イ) 子どもの活動への支援

既存の地域活動へ参加できるような配慮に努める。

エ 交流の場づくり

地域とともにある学校づくりに一層努め、いじめの重大性を啓発するとともに、学校生活の状況や、児童同士の人間関係に関する課題など、機会をとらえて地域に情報を提供する。

- ・ 学校だより、学級通信、PTCA だより（広報）等
- ・ 学級・学年懇談会、PTCA 総会、学校運営協議会、東荷コミュニティ協議会等における協議
- ・ 民生児童委員、主任児童委員、少年相談員、青少年補導委員等との交流

オ 啓発活動の推進

(ア) 相談窓口の周知徹底

いつでも悩みを相談できる学校体制を確立する。

(イ) 情報モラルの啓発

保護者に向けた携帯インターネット問題についての啓発活動を進める。

(ウ) 広報紙による情報提供

学校だより等を通して、地域と協働していじめの問題の未然防止と早期発見・対応に努める。

(エ) 地域との連携・協働体制の構築

社会全体で子どもを見守り育む意識の醸成に向け、地域と連携した支援活動を展開する。

カ 地域との連携に係る留意事項

(ア) 学校と地域が教育課題を共有し、各種の協議に可能な限りPTCAや地域の関係団体等の代表者などの参加を得て課題解決にあたるなど、地域に開かれた学校づくりに努める。

(イ) 地域の健全育成団体等との連携・協議の場も設け、地域ぐるみの取組に向けた意識の醸成を図る。

(ウ) 子育てネットワークを活用するなど、家庭の教育機能の充実にに向けた支援活動に協力する。

(エ) いじめに関する連絡・情報があった場合は、迅速に事実関係を確認し、事実の確認、指導・対応の後は、情報提供者に必要な事項を連絡する。その際、情報源についての秘密を厳守するとともに、学校から地域の関係者への情報についても慎重な取り扱いを依頼する。

(8) 関係機関との連携・協働について

いじめの未然防止と早期解決に向け、教育相談機関等の関係機関との積極的な連携協力を図る。(市町教育委員会、教育研修所、児童相談所、主任児童委員、人権擁護委員等)

特に深刻、重大な事案については、あくまでも学校の主体性を維持しながら、警察と連携して対応する。

ア 目的

内容に応じて、関係機関と連携を図り、未然防止と迅速な早期発見・対応を図る。

イ 具体的な取組

(ア) 警察との連携

- ・ 生徒指導担当者と少年安全サポーターとの連携  
学校の状況に応じた警察OBの効果的な活用の仕方を検討する。
- ・ 学校・警察児童生徒健全育成推進制度に基づく連携  
いじめの内容に応じて、相談や情報の共有を図る。
- ・ 学校警察連絡協議会での情報交換・共有

(イ) 子ども家庭課、児童相談所等との連携

(ウ) 人権擁護委員(法務局)との連携

(エ) いじめ防止活動に関する連携

### 3 重大事態への対応

いじめの重大事態については、「光市いじめ防止基本方針」に基づいて、適切に対応する。  
また、報告書を市教委へ直ちに提出する。

### 4 その他の重要事項

「東荷小いじめ対策委員会」は、国、県、市の基本方針の見直しがあったときは、「東荷小いじめ防止基本方針」をより実効性のあるものに改訂する。

また、光市教育委員会及び光市いじめ問題対策協議会が示す提言等を受け、本基本方針を評価・検証・改善しながら、積極的にいじめ対策に資する取組を行うよう努める。



#### 参考資料

- いじめ防止等のための基本的な方針  
平成25年10月11日 最終改訂 平成29年3月14日 文部科学大臣決定
- 学校における「いじめの防止」「早期発見」「いじめに対する措置」のポイント  
平成25年10月 文部科学省
- 平成25年度 光市の学校教育  
平成25年4月 光市教育委員会
- いじめに係る重大事態に関する調査の結果についての報告  
平成31年2月 山口県いじめ調査検証委員会
- 生徒指導リーフ 増刊号 「いじめのない学校づくり」  
平成25年11月 国立教育政策研究所 生徒指導・進路指導研究センター
- 山口県いじめ防止基本方針  
平成26年2月 最終改訂 平成29年12月 山口県
- 光市いじめ防止基本方針  
平成26年6月 最終改訂 平成30年6月 光市教育委員会